



亀田郷 土地 改 良 区
新潟県新潟市江南区東早通1丁目2番25号
〒950-0148 TEL 025 (381) 2131 FAX 025 (382) 6756
ホームページ <http://www.kamedagou.jp>

発行責任者
理事長 阿 部 徳 威

●亀田郷土地改良区シンボルカラー ●農地 ●水をイメージ



団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業 清五郎上流排水路1期地区
(コンクリート矢板で更新された清五郎上流排水路)

完 成



この事業は、農林水産省、新潟県、および新潟市の補助金を受けて実施しています。

主な内容

- 能登半島地震の被害について
- 令和6年度予算概要・管内事業
- 電気料金高騰支援事業と用水節水のお願い

組合員数 4,376 人 (令和6年3月31日現在)

横越 910	大江山 784	亀田 685
両川 458	曾野木 480	鳥屋野 106
山潟 215	石山 196	大形 542

能登半島地震の被害について

令和6年1月1日 16時10分 石川県能登半島を中心としたM7.6、震度7の大規模地震が発生。亀田郷管内の基準観測地点（江南区泉町）においては震度5弱を記録し、江南区天野地区では液状化現象が発生するなど、家屋や公道等に大きな被害を及ぼしました。

被災された方へのお見舞いを申し上げますとともに、早期復興を願っております。

当改良区では、地震発生直後に「非常災害対策本部」を設置し初動体制を整え、翌2日から組合員と職員合同で、土地改良区施設の目視点検を行いました。

その後、対策本部では関係機関と臨時水利権の交渉や臨時電力の手続きを進め、準備ができた揚水機場から通水試験を行いました。幹線施設やパイpline、末端施設に至るまで漏水などの施設点検を行った結果、被害は4月1日現在、郷内全域で133件ありました。

寒い中、点検作業に携わっていた
だきました水利調整委員、分区長を
はじめとする組合員の皆様、大変あ
りがとうございました。

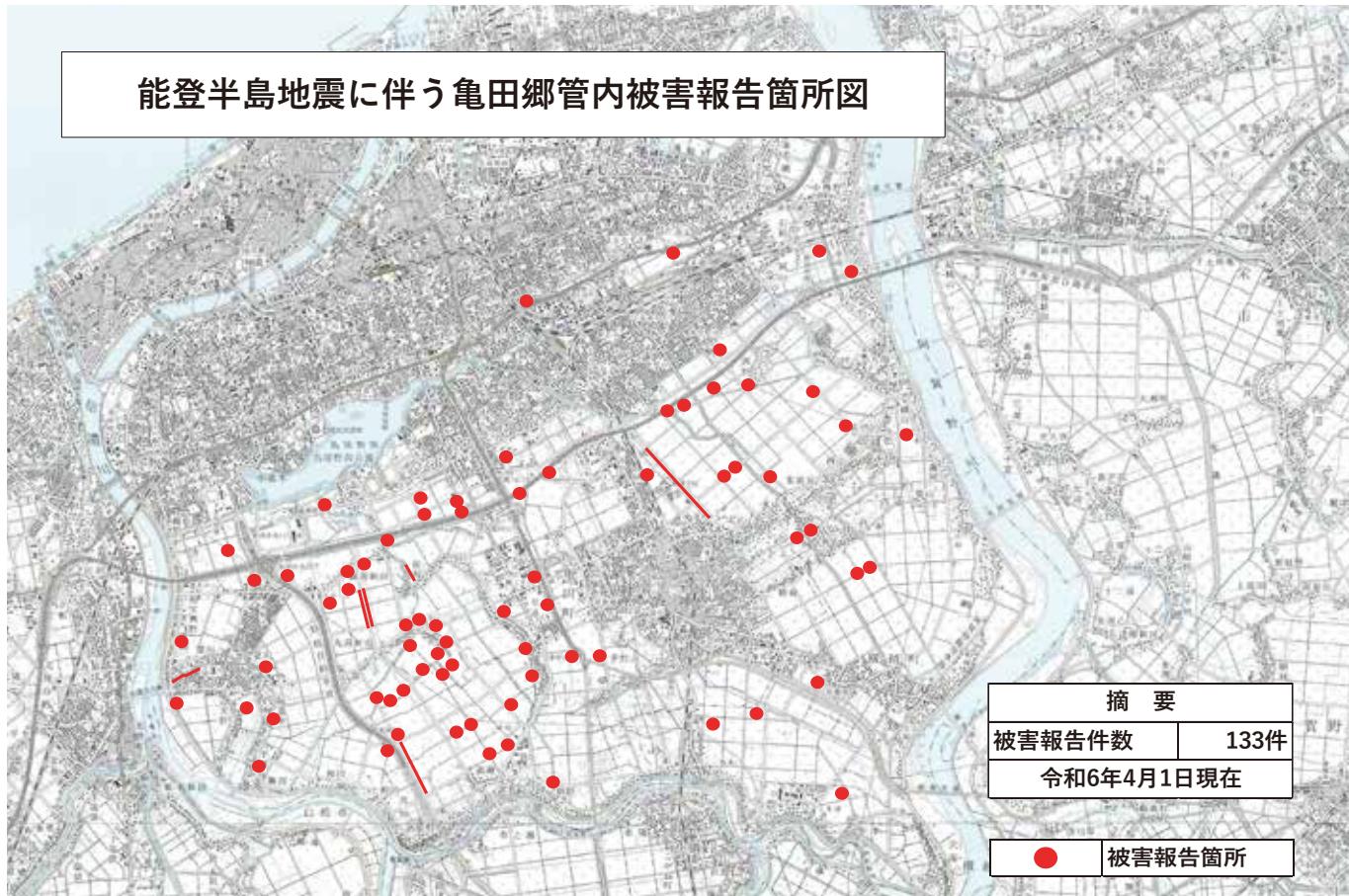
また、震災被害にあった施設につきましては、亀田郷建設業協会並びに加盟各社のご尽力により、本田用水までに無事に復旧することが出来ました。ご協力に感謝を申し上げます。

これら復旧工事費に関しては、国の災害復旧事業や新潟市の補助事業を活用し、負担軽減に努めます。

地震発生後の当改良区の動き

○ 1月1日	地震発生
	非常災害対策本部 設置
○ 1月2日	土地改良施設の目視点検、被害連絡の受付、対応
○ 1月11日 ～3月15日	通水試験による施設点検
○ 2月15日	亀田郷建設業協会 早期復旧に向けた協力依頼
○ 4月上旬～	各機場の通常運転開始 被害連絡の受付、対応（実施中）

能登半島地震に伴う亀田郷管内被害報告箇所図



パイプラインの漏水被害など



点検作業：組合員と職員で点検調査



大形用水路の漏水：新潟市東区紫竹地内



歩道に埋設されたφ1200の用水管より漏水



内面止水バンドφ1200により補修完了

令和6年度 予算概要

当改良区は令和元年度に複式簿記を導入し、令和4年度からは新たな土地改良区会計基準に従って、予算編成を行っています。令和6年度は前年度に引き続いて、急激な電気料高騰に対応したほか、令和6年能登半島地震災害復旧費を計上して、緊急的に財政調整基金を繰り入れて予算編成を行いました。

令和6年度収支予算は、総括で21億5956万円、一般会計で21億2207万円です。一般会計で比較すると前年度の17億7753万円に対し、3億4454万円、19%の増となりました。

大きな要因は用排水路移設補償工事2億5800万円の増ですが、これは前年度からの繰越執行です。これ以外の主な要因は、災害復旧事業費として7000万円増、また電力料高騰対策として、対前年では同額ですが、対令和4年度で約1億3800万円の増額計上を継続しています。

予算編成の重点

1. 事業展開

(1) 電力費高騰対策

電力費高騰については、令和5年度決算は予算計上額以下の実績額で終結する見込みです。しかし、令和6年度においても、国際エネルギー価格の情勢や、政府による電力会社への補助金投入など、電力価格動向は依然として不透明です。一方収入面では、行政からの支援策として、水利施設管理強化事業補助金982万円の増額を計上していますが、これ以上の支援策は未定です。

(2) 能登半島地震 災害復旧事業

令和6年度の円滑な用水通水を確保するため、災害復旧事業費を、緊急的に計上しました。この災害復旧事業は、査定前着工の手続きを踏み、査定で認められれば、事後的に高率の国県市補助金を受けられることになります。

(3) 用排水施設の計画的な補修更新

年度別整備計画に基づき優先度の高いものから事業化しています。団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業では、前年度に引き続き、早通・清五郎上流1期・大渕上流部・横越中流部の各排水路の補修工事を実施するため、事業費1億1760万円を計上しています。また、中酒屋排水路を補修する地域ストマネ事業に1050万円、次の改修候補となる亀田郷第12地区の機能保全計画策定を行う地域ストマネ（保全計画策定）事業に、4200万円を計上しました。

(4) 地盤整備事業

小杉地区では県営基盤整備事業を2億5800万円で、茅野山地区では2年目の換地等調整事業を95万円で実施します。

2. 事務運営

総代・理事の改選により役員報酬総額は減少しています。

一方、職員人件費は、新潟県人事委員会勧告に基づいて、個々の給与を引き上げましたが、人數を抑えて総額はほぼ横ばいを保っています。しかし一時的に臨時職員を採用し、その臨時職員給与を増額計上せざるを得ず、長期的には計画的な人材採用・育成が必要な状況が予算に表されています。

また、事務所経費として、前年度部品調達遅延のため実施できなかったエレベーターの大規模補修と公用車1台入替を予定しています。

3. 収入計画

(1) 組合費賦課金等

令和6年度の賦課面積試算値は4125ヘクタール（前年度比約8ヘクタール減）となりました。電力料高騰および震災復旧事業費を貯いつつ財政調整基金を繰り入れることで、賦課金を前年度同様に10アール当たり11,500円に据え置きました。

また、その他の収入計画は、今年度は区画整理事業などの大きな納入予定がないことから、平年並みの、決済金4000万円、他の使用料2530万円、払下げ4500万円としました。

(2) 基金繰入

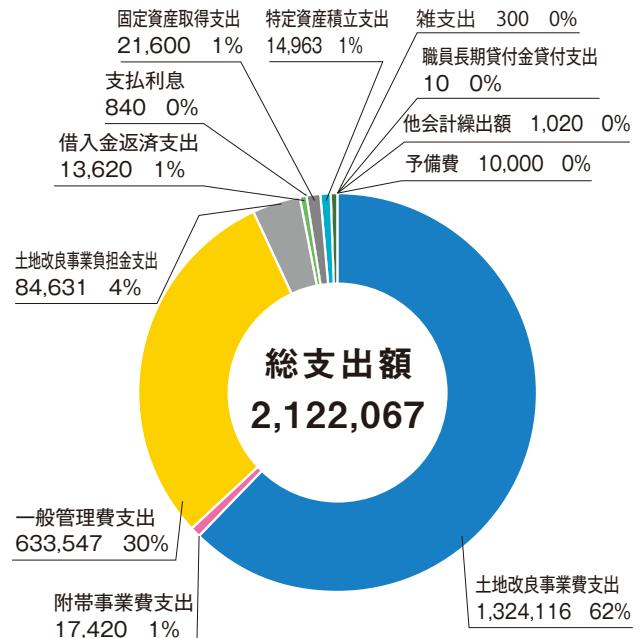
決済金積立金からは、原則通りの30年分割・30年累計により上限額を設定して、事務費と維持管理費に繰り入れする予定です。財政調整基金からは、電力料高騰対策および震災復旧事業費の必要額を加え、2億151万円を繰り入れる予定としています。

以上のように、今年度も昨年度に続き、例年の必要な事業展開と事務運営のほか、電力料高騰対策と震災復旧事業費を盛り込んだ一方、賦課金は前年水準維持を図ったため、大きく基金繰入額が増えました。

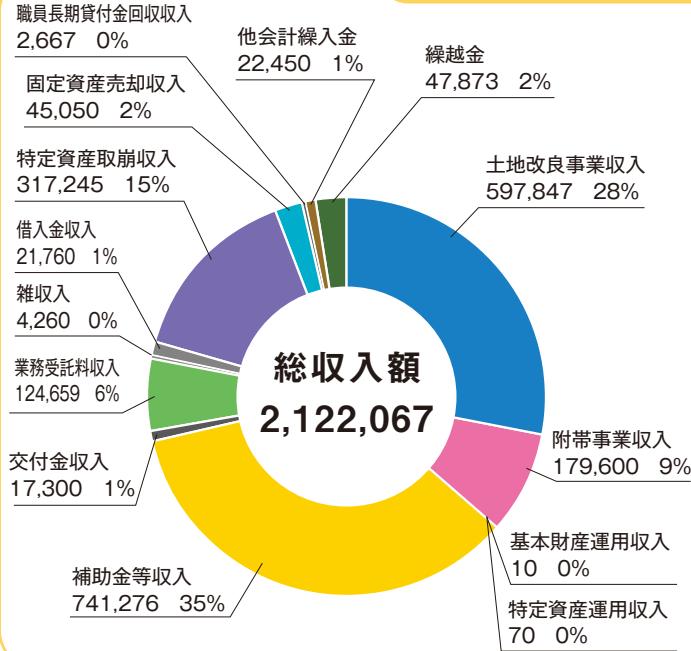
今後の電力料の動向や行政による対策の動向を踏まえつつ、可能な限りの節電・節水対策、事務経費軽減策を、年度を通じて模索してゆくこととなります。令和6年度も組合員すべての皆さまのご協力を仰ぎながら、持続的に負託に応える方策を追求してまいります。

令和6年度 科目別総予算額

単位：千円



総収入額 2,122,067



令和6年度 管内事業

【県営事業】

基幹水利施設ストックマネジメント事業亀田郷地区は、本所排水路改修工事を実施します。

地盤沈下対策事業は、新潟南部8期、亀田郷阿賀、新潟中東の3地区において、阿賀用水路、山崎排水路、大形東部用水路の3路線の改修工事、排水路付帯工を実施します。

湛水防除事業新潟東部地区は、本所排水機場ポンプの整備工と同機場の除塵機補修、大石排水分水路の測量設計、地質調査、一部補修工を実施します。

経営体育成基盤整備事業小杉（1期）地区は、大正堀用水路の改修工事、換地費、家屋事前調査を、小杉（2期）地区は、小杉用水路の改修工事を実施します。茅野山地区は、施設設計を実施します。

【団体営事業】

農業経営高度化支援事業小杉地区は、担い手への農用地の利用集積を促進するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これら経営体が農業生産を担う農業構造の確立を図るために活動を支援する事が目的で、県営経営体育成基盤整備事業のソフト事業として実施します。

経営体育成促進換地等調整事業茅野山地区は、地域営農構想及び換地設計基準を作成します。

水利施設整備事業は、早通排水路1期、清五郎上流排水路

1期、大渕排水路（上流部）、横越排水路（中流部）の4地区の排水路改修工事を実施します。

地域農業水利施設ストックマネジメント事業中酒屋排水路地区は測量設計を、亀田郷第12地区は樋門5基、除塵機2基、用水路1路線、排水路10路線の機能保全計画を策定します。

農村地域防災減災事業亀田郷地区は、排水路8路線の実施計画を策定します。

災害復旧事業亀田郷地区は、能登半島地震で破損した農業水利施設の復旧工事を実施します。

【その他事業】

土地改良施設維持管理適正化事業は、定期的な施設の補修整備に対応するため、計画的に加入・施工を行っています。本年度は、横越第3揚水機場水中ポンプ整備と、亀田排水路除塵機整備を実施します。

水利施設管理強化事業阿賀野川左岸地区は、地域における用排水路の維持管理活動の体制強化を図り、維持管理費の負担軽減につなげます。

多面的機能支払交付金は、支援業務を土地改良区が受託し、支援室において地元活動組織と連携しながら、円滑な事業の推進に務めます。

ほか、機場管理、浄化用水・環境用水の導入、用排水路移設補償工事等、新潟県・新潟市と協力しながら事業を推進します。

令和6年度 補助事業等実施計画

(単位：千円)

区分	事業名	地区名	新規 継続	実施年度	R6事業費		R6 改良区 負担額	概要
					R5 補正額	R6 当初 割当額		
県 営	基幹水利施設ストックマネジメント事業	亀田郷	継続	H26～R7	70,000	56,000	14,000	10,500 本所排水路
	地盤沈下対策事業	新潟南部8期	継続	H21～R7	12,000	2,000	10,000	排水路付帯工
	地盤沈下対策事業	亀田郷阿賀	継続	H28～R9	106,200	50,000	56,200	阿賀用水路
	地盤沈下対策事業	新潟中東	継続	H30～R8	274,000	273,000	1,000	山崎排水路、大形東部用水路
	湛水防除事業	新潟東部	継続	R2～R10	397,760	350,000	47,760	本所排水機場ポンプ、除塵機、大石排水分水路
	経営体育成基盤整備事業	小杉（1期）	継続	R3～R9	62,000	57,000	5,000	6,200 大正堀用水路、換地費、家屋事前調査
	経営体育成基盤整備事業	小杉（2期）	継続	R5～R11	82,000	74,000	8,000	8,200 小杉用水路
	経営体育成基盤整備事業	茅野山	継続	R5～R8	3,500		3,500	施設設計
団 体 営	農業経営高度化支援事業	小杉	継続	R3～R11	1,916		1,916	958 高度土地利用調査・調査事業関連
	経営体育成促進換地等調整事業	茅野山	継続	R5～R6	947		947	地域営農構想作成、換地設計基準作成
	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	早通排水路1期	継続	R4～	12,933		12,933	1,941 早通排水路
	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	清五郎上流排水路1期	継続	R4～	10,143		10,143	1,522 清五郎上流排水路
	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	大渕排水路（上流部）	継続	R4～	5,706		5,706	857 大渕排水路（上流部）
	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	横越排水路（中流部）	継続	R5～	5,579		5,579	838 横越排水路（中流部）
	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	中酒屋排水路	新規	R6～	2,536		2,536	540 測量・設計
	地域農業水利施設ストックマネジメント事業（保全計画策定）	亀田郷第12	新規	R6	40,000		40,000	樋門5基、除塵機2基、用水路1路線、排水路10路線 機能保全計画策定
そ の 他	農村地域防災減災事業（実施計画策定）	亀田郷	新規	R6	27,000		27,000	排水路8路線 実施計画策定
	災害復旧事業	亀田郷	新規	R6	70,000		70,000	令和6年能登半島地震災害復旧
	土地改良施設維持管理適正化事業	横越第3揚水機場	新規	R6	7,000		7,000	横越第3揚水機場水中ポンプ
	土地改良施設維持管理適正化事業	亀田排水路	新規	R6	11,000		11,000	亀田排水路除塵機
	水利施設管理強化事業	阿賀野川左岸	継続	H12～	52,250		52,250	16,046 多面的費用ほか
そ の 他	多面的機能支払交付金（農地維持）（資源向上（共同））	東・中央・江南部会	継続	H26～R6	172,461		172,461	8工区（10組織）
	多面的機能支払交付金（資源向上（長寿命化））	東・中央・江南部会	継続	H26～R6	49,774		49,774	6工区（6組織）
	受託事業（用排水路移設補償工事）	新潟中央環状線他	新規 継続	R6	545,000		545,000	用排水路移設補償工事 4地区

※事業費に、工事諸費は含まれていない。

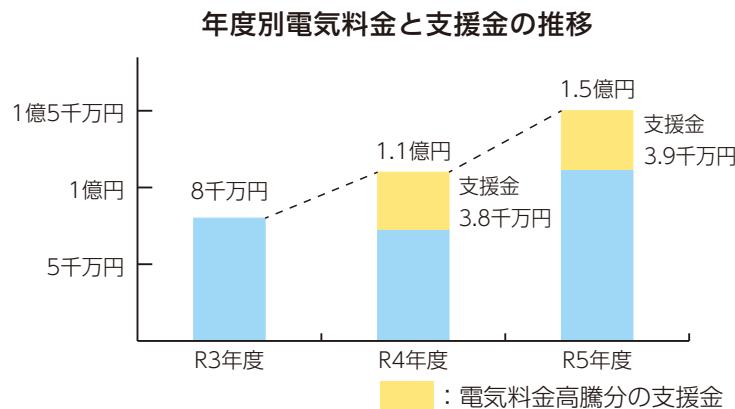
この事業は、農林水産省、新潟県、および新潟市の補助金を受けて実施しています。

電気料金高騰支援事業と用水節水のお願い

令和5年度においても、国、県、市より揚排水機場の電気料金の高騰分について、支援をいただきましたので、下段の表のとおり報告いたします。

支援していただきました国、県、市には感謝を申し上げます。

また、これらの支援事業は令和6年9月をもって終了となる予定であることから、本事業の継続について、今後も強く要望してまいりますが、組合員の皆様へは、これまで以上の節電、節水に努めていただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。



R5年度支援事業の内訳

支援事業	行政機関			計
	国	県	市	
農業水利施設 省エネルギー化推進対策事業	17,030	2,979	4,566	24,575
土地改良区電気料金高騰 緊急対策支援事業	—	—	15,137	15,137
合 計	17,030	2,979	19,703	39,712

単位：千円

令和6年度 通常総代会開催報告

令和6年3月8日亀田郷土地改良区大ホールにおいて、令和6年度通常総代会が開催され、議長に塚原幸夫総代（横越）、副議長に渡辺克博総代（曾野木）を選出し、令和6年度収支予算案ほか15議案について、原案どおり議決及び承認されました。

令和6年度 通常総代会（令和6年3月8日）

付議事項

- 認第1号 専決処分の承認について
- 認第2号 令和4年度決算財務諸表訂正の承認について
- 議第1号 令和5年度用排水路移設補償事業の変更について
- 議第2号 令和5年度収支補正予算案について
- 議第3号 県営舞潟揚水機場地区農業農村整備事業調査計画の施行申請について
- 議第4号 団体営亀田郷地区農村地域防災減災事業（実施計画策定）の施行について
- 議第5号 令和6年度新規土地改良施設維持管理適正化事業の加入について
- 議第6号 受託事業多面的機能支払交付金事業支援業務について
- 議第7号 団体営中酒屋排水路地区水利施設等整備事業（地域農業水利施設保全型）の施行について
- 議第8号 団体営亀田郷第12地区地域農業水利施設ストックマネジメント事業（保全計画策定）の施行について
- 議第9号 令和6年度用排水路移設補償事業について
- 議第10号 令和6年度賦課金について
- 議第11号 令和6年度収支予算案について
- 議第12号 令和6年度長期借入について
- 議第13号 令和6年度基金積立金の一時流用について
- 議第14号 令和6年度賦課金の徴収期日および方法について



土地改良区からのお願い

土地改良施設の維持管理について

皆さまの田んぼや畠周りの農道・水路の維持管理は、工区或いは地元分区及び地先の方に行っていただいている作業の相互扶助で成り立っております。

工区或いは地元分区が実施する除草作業は年2回行っており、農道の砂利敷きなどは地元分区の要望を取りまとめ

各工区ごとに計画的に行っております。

しかし、農地に隣接する用排水路の泥上げや畦の除草等の維持管理作業は地元管理となっております。

ご理解ご協力をいただきたくよろしくお願ひいたします。

亀田郷全水系における適正な水管管理について

いつも用水管理にご協力いただきまして大変ありがとうございます。

当土地改良区管内は、限られた揚水量にて賄われておりますが、常に用水が掛け流しになっている状況が各地区で見受けられ、その結果下流地域の用水不足にとどま

らず、全地区にその影響が出ております。

支線までの管理は各地区の調整委員の方が自分の農作業の時間を割いてまで行っている状態ですので、個人の水口の管理につきましては掛け流しをしない適正な取水管をしていただきたくよろしくお願ひいたします。

不法投棄の防止にご協力お願いします

例年、農道・水路に一部の心無い人によってさまざまな廃棄物が投棄されて農地を取り巻く環境が脅かされ、施設の維持管理に支障が出るばかりか多額の処理費用も掛かっています。

不法投棄は犯罪です。目撃された方は、車のナンバー等を控え、最寄りの警察署や当土地改良区へご一報ください。

農作業事故に注意しましょう

農林水産省の調査によると、令和4年の農作業事故死者数は238人で、事故区分では農業機械作業によるものが152人（全体の63.9%）、農業用施設作業によるものが5人（同2.1%）、機械・施設以外の作業によるものが81人（同34%）となっています。また、年齢階層別では、

65歳以上の高齢者による事故が205人と同死亡事故全体の86.1%を占めています。

普段慣れている作業でも危険が伴うことを再認識し、農作業事故の防止と安全作業の徹底に努めましょう。

農作業事故防止のポイント

- 除草剤散布など、トラックの荷台で作業するときや、トラクター等で場に入り出すときは、勾配や段差に十分注意し、転倒や転落を防ぎましょう。
- 転落や飛散物との衝突によるケガ防止のため、ヘルメットを着用しましょう。

- 農作業機械の点検は、周囲をよく確認し、必ずエンジンを止めてから行いましょう。
- シートベルトの着用を徹底するとともに、早めにライトを点灯しましょう。
- 適度に休息をとり、ゆとりをもって作業しましょう。

短 信

10月 11日	工区長会議 〃 多面的交付金 北陸農政局検査 (大形、上木戸)
16日	事業部会
23日	工事入札 〃 用水管理委員会総会
24日	亀田郷不法投棄対策連絡 協議会 総会
25日～27日	役員研修（茨城県・東京都）
31日	監事会
11月 15日	監事会（中間監査）
20日	工区長会議
27日	理事会
29日	工事入札

12月 6日	理事会 11日 総代総選挙 選挙会 15日 監事会 20日 事業部会 21日 小杉地区は場整備推進協 議会 運営委員会 22日 職員昇給・昇格審議委員会 27日 理事会 〃 総務部会
1月 12日	新総代就任 〃 新総代研修会 15日 理事会 19日 工区長会議 24日 臨時総代会 役員（理事）総選挙 26日 総務部会

1月 30日	監事会
2月 1日	新役員（理事）就任 〃 理事会
7日	総務部会
9日	工区長会議
14日	総務部会 〃 理事会
21日	用水管理委員会 配水計画 監事会
22日	小杉地区は場整備推進協 議会 営農委員会
27日	理事会
28日	理事会
3月 8日	通常総代会
15日	職員昇給・昇格審議委員会

土地改良区からのお願い

組合員資格得喪通知について

土地改良区の土地原簿は、組合員皆さまからの届出によって更新されます。農地の権利移動（売買、交換、賃貸借等）・組合員が亡くなられたとき・農業者年金を受給しようとするとき（経営移譲）・組合員の住所を変更したときは、速やかに「組合員資格得喪通知書」を提出ください。

農地の転用（地区除外）について

農地転用等により地区除外する場合は、土地改良法による決済が義務付けられています。農地転用される方は、速やかに「農地転用等の通知および地区除外申請書」を提出し、決済金のご負担をお願いします。

◆決済金とは

- 区域内における農地を宅地や公共事業用地（道路・水路等）など農地以外の用途に転用されますと当該受益面積が減少し、償還金や将来の維持管理費を残された農地の組合員が負担することになり、その過重負担を招くことのないように農地を転用するとき土地改良法（第42条第2項）に基づき一定額を納めていただくものです。
- 決済金の算定にあたっては、毎事業年度のはじめに次年度以降の債務額、県営事業分担金、団体営事業負担金のほか将来の維持管理費や事務費なども組み入れて算定し、理事会において決済金の額を決定しています。
- 令和6年度の農地転用に伴う決済金は、令和6年2月28日の理事会において右のとおり決定いたしました。

決済金算出調書

一般会計債務額	170,211千円
団体営事業費	17,529千円
維持管理費	22,714,320千円
県営事業分担金	41,015千円
県営維持管理費負担金	466,530千円
合 計	23,409,605千円
対象面積（田換算）	3,761.9 ha
決済金額（田10a当たり）	622,281円

田 622,000円（10a当たり）

畑 155,000円（10a当たり）

地目変更（田から畑）

467,000円（10a当たり）

他目的使用について

当土地改良区が管理する農道や水路を農業以外の目的で使用する場合、当土地改良区の許可が必要となりますので、速やかに「土地改良財産他目的使用申請書」をご提出ください。

使用期間は最大で5年間です。引き続き使用する場合は更新手続きが必要です。

無断で使用している場合、直ちに撤去命令を発し、原形に復するため復旧工事等の費用をご負担いただきます。

なお、広告看板は許可いたしません。

他目的使用に伴う納入額は右のとおりとなります。

1. 使用料（5年分）

- ① 乗入れ（橋など）
1m²当たり 7,920円(税込)／5年間
- ② 净化槽排水
1人槽当たり 1,980円(税込)／5年間
- ③ ガス管・上下水道管
家庭引込 免除

手数料について

当土地改良区の許可書、同意書、意見書又は証明書その他これに類する文書を交付する場合は、手数料1,000円と消費税（現行10%）を納入いただきます。

賦課内訳書の確認について

賦課令書の配布に併せて賦課内訳書もお送りしております。今一度、現在賦課されている土地をご確認いただきますようお願い申し上げます。

何かお気付きの点やご不明な点等ございましたら、当土地改良区にお問い合わせください。

ご指摘の点につきましては、実地調査し、所定の手続きを行った上で処理させていただきます。

申請様式のダウンロードについて

当土地改良区への申請や届出等の様式がホームページからダウンロードできます。

形式はExcel(エクセル)とWord(ワード)をご用意しましたのでご利用ください。

なお、ご提出いただく際は、関係図面や関係資料の添付を要しますので、ご不明な点はお問い合わせください。

ホームページアドレスは次のとおりです。
<http://www.kamedagou.jp/download/>

組合員資格の耕作者への変更について

今後、高齢化による離農や農地の利用集積の進展に伴い、土地持ち非農家の増加が見込まれる中で、土地改良区が施設の維持管理、更新等を的確に行っていくためには、耕作者の意見が適切に反映されるような事業運営を確立していくことが必要となります。そのため、土地所有者から耕作者への組合員資格変更を円滑に進めるためにも、当土地改良区では、原則して耕作者を組合員とするべく啓発を進めてまいります。ただし、土地所有者が組合員になれないというわけではありませんので、土地所有者と耕作者の間で話し合っていただき、いざれかとなるようご協力ををお願いいたします。